

別府市景観形成ガイドライン



景観計画

平成20年3月27日、市は景観法に基づき「別府市景観条例」を制定し、「別府市景観計画」を策定しました。

別府市景観計画では、別府八湯を中心とした良好な景観の形成に関する方針を定め、本市特有の温泉湯けむり景観を“守り・育て・直し・創る”ことにより観光資産として活かし、観光再生、市民生活の向上、交流人口の増加など新たな活力を創出することを目的としています。

この計画を進めていくために、「別府市景観形成ガイドライン」作成しました。

市民、事業者の皆様と行政との協働で温泉観光都市にふさわしい景観づくりを進めていきましょう。

景観概況

本市は、西側の鶴見岳から東の別府湾に向けてなだらかに広がる扇状地を形成し、そこから立ちのぼる湯けむり景観は、他の都市では見られない雄大な自然景観を呈しています。

さらに、鉄輪地区および明礬地区は、平成24年に温泉地としては全国で初めて国の重要文化的景観「別府の湯けむり・温泉地景観」に選定されています。

また、標高1,000mを超える山々は、市街地景観の背景になるとともに、一気に別府湾に向かって標高を落とし、別府特有の海と山とのパノラマ的な眺望景観を見せています。

高原部の志高湖・神楽女湖周辺や南西部の由布川渓谷、北西部十文字原高原や天間高原など、それぞれ独特な地形がつくり出す四季折々の景観は、貴重な景観資源となっています。



基本理念と将来像

景観特性や課題を踏まえ、以下の基本理念を掲げ、将来像の実現のため取り組むものとします。

○基本理念

1. 豊富な温泉資源を活かした独特の湯けむり景観
2. 豊かな自然環境と調和したやすらぎのある景観
3. 風情ある歴史的・文化的資源を守り趣のある景観
4. 温泉文化都市の魅力を高める快適なまちなみ景観

○将来像

湯けむり立ちのぼり、海・山・緑に包まれ、心和む風景のまち『べっぷ』

景観形成の目標および方針

1 湯けむりの保全と湯のまち情緒を活かした景観づくり



2 緑のやまなみの保全と草原、田園、里山、海岸等の自然風景と調和した景観づくり



3 温泉観光都市として訪れる人を惹きつける魅力ある景観づくり



4 歴史・文化を伝え育む風情ある景観づくり

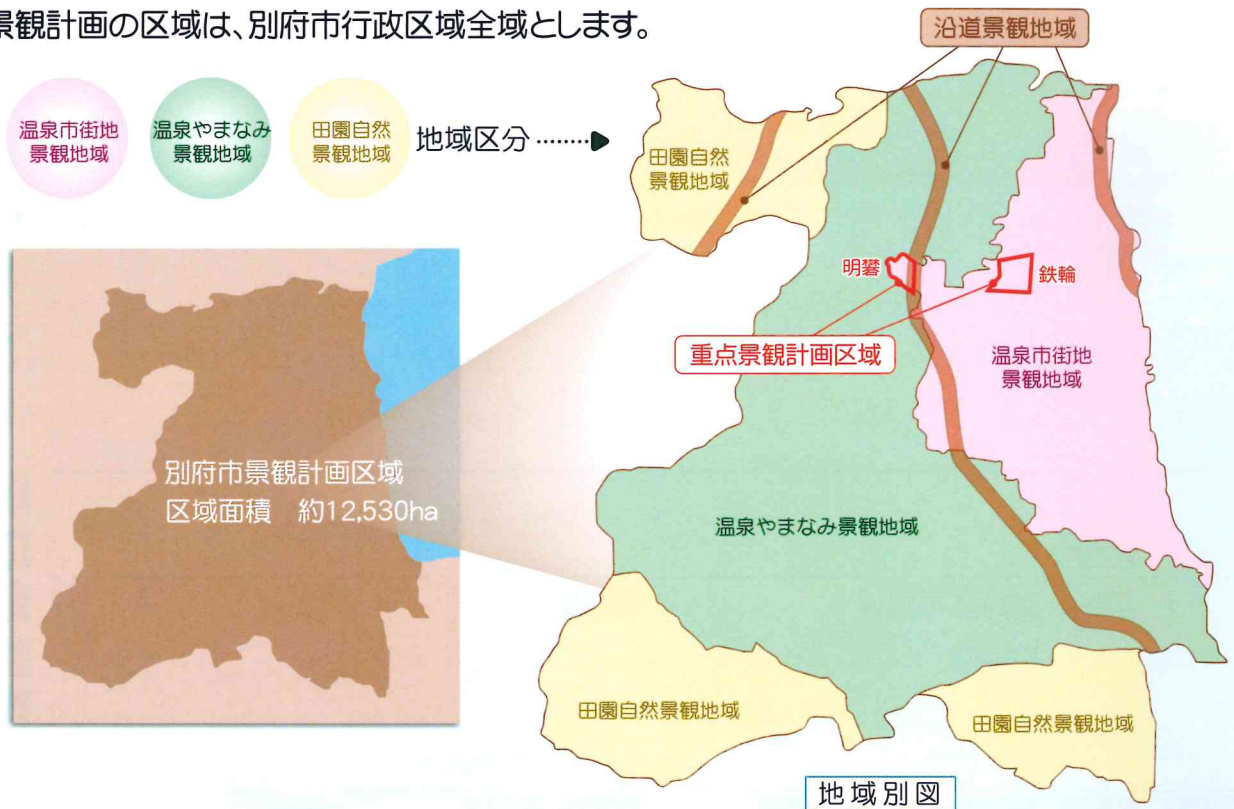


5 個性ある温泉観光都市の活力と快適なまちなみ景観づくり



景観計画区域

別府市景観計画の区域は、別府市行政区域全域とします。



名称	範囲	備考
温泉市街地景観地域	都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化区域 ただし、都市計画法第11条第1項第5号の規定により定められた1号立命館アジア太平洋大学区域及び沿道景観地域を除く。	約 2,706 ha
鉄輪温泉地区	平成21年3月31日告示 「鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画」参照	約 24.2 ha
明礬温泉地区	平成24年8月31日告示 「明礬温泉地区温泉湯けむり重点景観計画」参照	約 20.8 ha
温泉やまなみ景観地域	都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域及び都市計画法第11条第1項第5号の規定により定められた1号立命館アジア太平洋大学区域 ただし、沿道景観地域を除く。	約 5,683 ha
田園自然景観地域	都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域外 ただし、沿道景観地域を除く。	約 3,914 ha
沿道景観地域	「大分県沿道の景観保全等に関する条例」に定められた沿道環境美化地区のうち、別府市域に指定されている沿道環境美化地区 1 亀川・大分空港間沿道環境美化地区(国道10号) ・道路の側端から20mの区域 2 九州横断自動車道長崎大分線沿道環境美化地区 ・道路の区域から20mの区域	約 227 ha

届出対象行為

※重点景観計画区域については、別途基準を設けています。それぞれのパンフレットをご覧ください。

届出対象の範囲		温泉市街地景観地域	温泉やまなみ景観地域	田園自然景観地域	沿道景観地域
対象行為					
1 建築物の建築等		高さ10mを超えるもの、又は建築面積500m ² 以上			
2 工作物の建設等	塔状工作物類・遊戯施設類	高さ15mを超えるもの			高さ13mを超えるもの
	製造施設・貯蔵施設・処理施設	高さ15mを超えるもの、又は築造面積500m ² 以上			高さ13mを超えるもの、又は築造面積500m ² 以上
	擁壁類	高さ3mを超えるもの			
	橋梁・歩道橋・高架道路類	長さ20mを超えるもの			
3 開発行為		面積1,000m ² 以上	面積3,000m ² 以上	面積1,000m ² 以上	
4 土石類の採取		採取面積500m ² 以上	採取面積1,000m ² 以上	採取面積3,000m ² 以上	採取面積1,000m ² 以上、又は2mを超えるのりを生じるもの
		又は3mを超えるのりを生じるもの			
5 土地の開墾及びその他の土地の形質の変更		行為面積500m ² 以上	行為面積1,000m ² 以上	行為面積3,000m ² 以上	行為面積1,000m ² 以上、又は2mを超えるのりを生じるもの
		又は3mを超えるのりを生じるもの			
6 木竹の伐採		全ての行為(通常の管理行為等は除きます)			
7 屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500m ² 以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの			堆積を行う土地の面積の合計が堆積規模100m ² 以上、又は高さ2mを超えるもの
8 特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更			

※届出を要しない行為については裏表紙参照

景観形成基準

※重点景観計画区域については、別途基準を設けています。それぞれのパンフレットをご覧ください。

		温泉市街地景観地域	温泉やまなみ景観地域	田園自然景観地域	沿道景観地域
1 建築物等に関する事項	建築物の配置・形状及び意匠	(1)湯けむりや遠景の山々・海の景観に対して道路や公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないような建築物の配置及び形状とする。 (2)建築物の巨大感や威圧感を和らげるため、建築デザインに曲線を用いることや勾配屋根を設けるなど配慮を行う。 (3)大規模な連続した壁面は避け、分節化を図るなど周囲の景観に配慮を行う。 (4)まちなみの調和や連続性に配慮した配置及び形状とする。 (5)高架水槽、クーリングタワーなどの屋上建築設備は囲いを施すなど直接見えない構造とする。	建築物の屋根、外壁その他外部から見える部分については、周囲の自然と調和した色調、デザインとする。		道路が通る各地域の景観形成基準による。
	素材・色彩	(1)建築物の材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図る。 (2)基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。	(1)建築物の材料は、周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着いた色調のある素材・色彩とする。 (2)基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観との調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。		
	※色彩については、色彩基準による。				
	外構・緑化	(1)敷地の周辺には樹木や花等による緑化に努める。 (2)塀などを設ける場合は、まちなみとの調和に配慮する。また、別府石や竹垣など地域の特性を活かした素材を使用するように努める。 (3)駐車場は、樹木や花等の緑化による修景を図る。	(1)敷地の周辺には樹木や花等による緑化に努める。 (2)塀などを設ける場合は、まちなみとの調和に配慮する。また、別府石や竹垣など地域の特性を活かした素材を使用するように努める。		
※緑化については、土地利用区分別の緑地率による。					

※分節化：景観上いくつかの棟に見えるようにすること

	温泉市街地景観地域	温泉やまなみ景観地域	田園自然景観地域	沿道景観地域
2 工作物等に関する事項	工作物の高さの制限		電波塔、風車、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下 ただし、色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの処置をした場合はこの限りではない。	道路が通る各地域の景観形成基準による。
		擁壁 <small>ようへき</small> の高さは5m以下 ただし、色彩や形状に景観上配慮した場合や、壁面緑化など行った場合はこの限りではない。		
	工作物の配置・形状	(1)湯けむりや遠景の山々・海の景観に対して道路や公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないような工作物の配置及び形状とする。 (2)電波塔などを設置する場合は建築物の利用や集合化を図るなど、最小限の設置とする。		
			送電鉄塔などは、既存の地形や樹木等の景観要素を阻害しない配置とする。	
素材・色彩	周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避ける。	周囲の緑と素材感の調和を図るとともに、基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避ける。		
※色彩については、色彩基準による。				

	温泉市街地景観地域	温泉やまなみ景観地域	田園自然景観地域	沿道景観地域
3 開発行為	(1)高さが3mを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないこと。 ただし、植栽をすることにより、変更後の地 <small>ちほう</small> 貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りではない。 (2)のり面は原則として緑化するものとし、できるだけ緩やかな勾配や小段の幅を広くとって植栽を行う。 ※緑化については、土地利用区分別の緑地率による。 ※色彩については、色彩基準による。			
4 土石類の採取	(1)採取の方法が露天掘りではなく、かつ、採取を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (2)周辺から目立つ位置などは既存樹木の保全や緑化などの措置に努める。			
5 土地の開墾及びその他の土地の形質の変更	(1)変更は自然条件を活かした計画とし、変更後の地 <small>ちほう</small> 貌が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 (2)稜線 <small>りょうせん</small> や行為の結果生じるのり、及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地 <small>ちほう</small> 貌、樹木の保全に努める。 ※緑化については、土地利用区分別の緑地率による。 ※色彩については、色彩基準による。			
6 木竹の伐採	(1)伐採が必要最小限のものであること。 (2)樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。			
7 屋外における物件の堆積	堆積物 <small>たいせき</small> の周囲に遮断のための塀等を設置し、堆積する物件の高さは4m以下とする。 ただし、植栽などにより周囲の景観に配慮した場合はこの限りではない。			
8 特定照明	(1)地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 (2)照らす範囲を効率よく照射して上方へ漏れる光を抑え、光害の防止に努める。			

※地ちほう貌：地形や地勢



土地利用区分別の緑地率

※重点景観計画区域については、別途基準を設けています。それぞれのパンフレットをご覧ください。

土地利用区分		緑地率	既決定建ぺい率
都市計画区域	市街化区域	工業専用地域* 工業地域	10% 60%
		準工業地域	10% 60%
		商業地域 近隣商業地域	5% 80%
	用途地域	準住居地域* 第2種住居地域 第1種住居地域	10% 60%
		第2種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	10% 60%
		第2種低層住居専用地域	60% 50%
			第1種低層住居専用地域
	市街化調整区域	20% 60% 30%	
	都市計画区域外		20%

*：別府市では現在定めていない用途地域

- 1
$$\text{緑地率} = \frac{\text{緑地等の換算面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$
- 2 上記算定式において、緑地等の換算面積は、換算表に掲げる自然的要素の区分に応じて、同表に掲げる方法により換算して得た面積を合算して得た面積とする。
- 3 上記算定式で求められた数値が、土地利用区分ごとに定めた緑地率の限度以上であること。
- 4 風致地区内においては、風致地区内における建築等の規制に関する条例に規定する緑地率の限度以上であること。

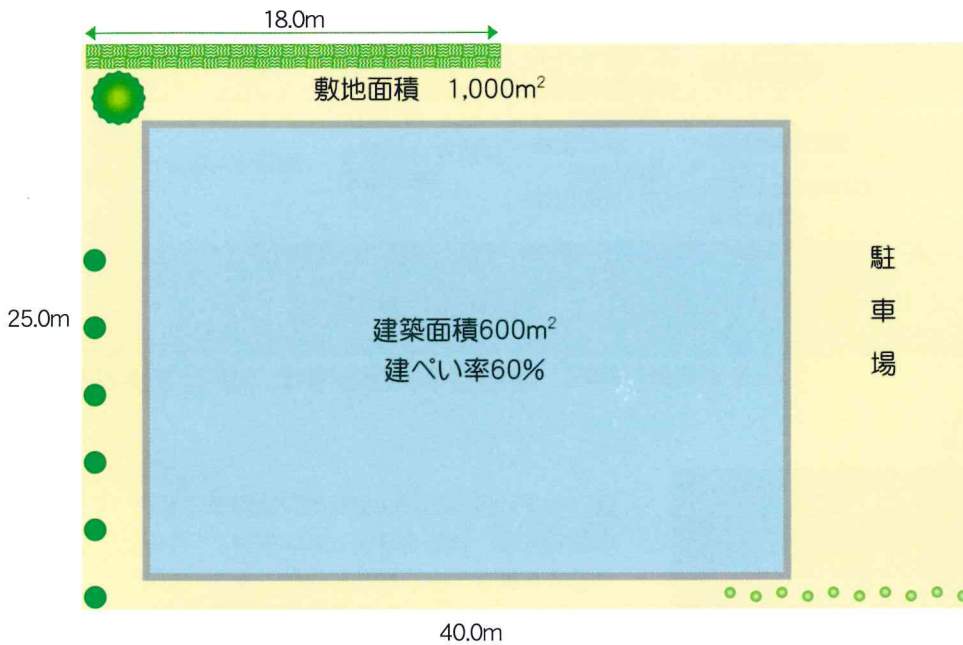
換算表

自然的要素の種類	単位	換算面積
樹木	高木A 高さが5.0m以上のもの 1本につき	10.0m ²
	高木B 高さが2.5m以上5.0m未満のもの 1本につき	7.0m ²
	中木 高さが1.0m以上2.5m未満のもの 1本につき	3.0m ²
	低木 高さが0.5m以上1.0m未満のもの 1本につき	1.0m ²
生垣	延長距離1mにつき	1.0m ²
つた類	延長距離1mにつき	1.0m ²
芝生	面積1m ² につき	1.0m ²
花	面積1m ² につき	1.0m ²
池その他これに類するもの	面積1m ² につき	0.5m ²
屋上緑化等	面積1m ² につき	1.0m ²
壁面緑化等(つる植物で成長時に建築物の外壁を覆うように植栽したもの。)	水平方向の延長距離1mにつき	0.5m ²
庭石類	面積1m ² につき	0.1m ²
透水性舗装	面積1m ² につき	0.04m ²

- 1 自然的要素のうち、地域特性に適合するものとして以下に定めるものに係る換算面積については、1.2を乗じるものとする。
 - ・別府石(別府で採取される自然石)
 - ・キンモクセイ(市木)
 - ・クスノキ(市木)
 - ・オオムラサキ(市花)
- 2 風致地区内の緑地率の算定においては、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第9条に規定する緑地率の算定方法によるものとする。

建築面積600m²の場合の植栽レイアウト

【緑地率10% 第1種住居地域】指定建ぺい率60%



凡例

- 高木A …… 1本
- 高木B …… 6本
- 中 木 …… 10本
- 生 垣 …… 18m

換算緑地面積 100m²

$$\begin{aligned} \text{緑地率} &= \frac{100\text{m}^2}{1,000\text{m}^2} \\ &= 0.10 \\ &= \mathbf{10\%} \end{aligned}$$



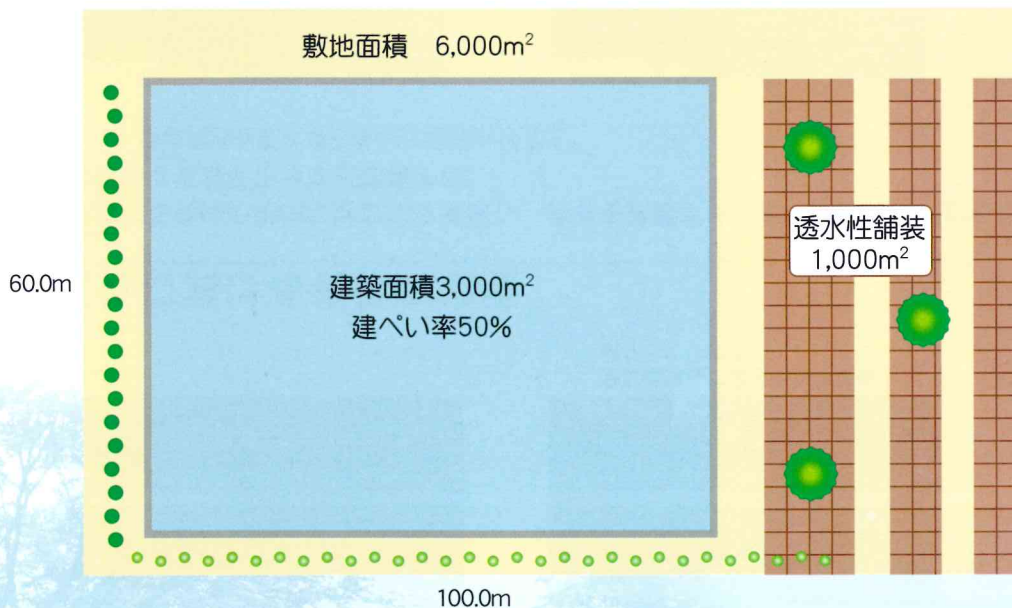
算式

高木A	1本 × 10.0m ² = 10m ²	高木B	6本 × 7.0m ² = 42m ²
中 木	10本 × 3.0m ² = 30m ²	生 垣	18m × 1.0m ² = 18m ²

合計換算緑地面積 100m²

建築面積3,000m²の場合の植栽レイアウト

【緑地率5% 商業系地域】指定建ぺい率80%



凡例

- 高木A …… 3本
- 高木B …… 20本
- 中 木 …… 30本
- 透水性舗装 …… 1,000m²

換算緑地面積 300m²

$$\begin{aligned} \text{緑地率} &= \frac{300\text{m}^2}{6,000\text{m}^2} \\ &= 0.05 \\ &= \mathbf{5\%} \end{aligned}$$



算式

高木A	3本 × 10.0m ² = 30m ²	高木B	20本 × 7.0m ² = 140m ²
中 木	30本 × 3.0m ² = 90m ²	透水性舗装	1,000m ² × 0.04m ² = 40m ²

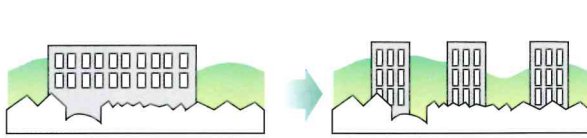
合計換算緑地面積 300m²

景観形成基準ガイドライン

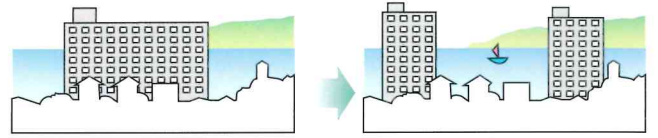
1 建築物の建築等

湯けむりや遠景の山々・海の景観に対して道路や公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望を損なわないような建築物等の配置および形状とする。

- ・高層建築物の出現により、湯けむりや背景の山々・海などの自然景観がさえぎられます。
- ・山への視線、海への視線を妨げないよう配置・形状に配慮します。



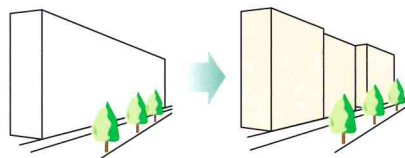
長大な建築物で山並を分断せず、眺望を確保します。



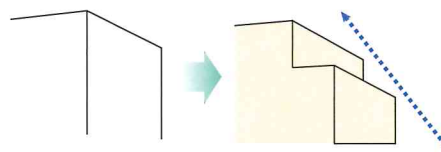
長大な建築物で水平線を分断せず、眺望を確保します。

大規模な連続した壁面は避け、いくつかの棟に見えるように計画上の工夫（分節）を行うことにより周囲の景観に配慮したスケールのもつように努める。また建築物の低層部や上層部は、まちなみのゆとりや開放感及び連続性を高めるように、セットバックなどの形態に配慮する。

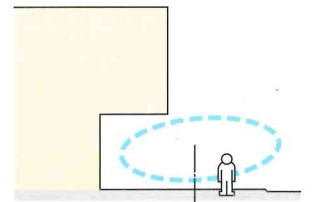
- ・長大な壁面は、形状に凹凸をつけたり、壁面を分節化することにより景観に与える威圧感の軽減に努めます。



長大な壁面は、形状に変化をつけることによりボリューム感の軽減を図ります。



上層部を後退させることにより圧迫感を軽減し、より親しみ感を高めます。



低層部を後退させて、前面道路と一体的な利用を図ることにより建築物と道路の関係を変化に富んだものにします。

塀などを設ける場合や植栽を行う場合には、地域特性をいかしたものとする。

- ・自然石や竹垣など地域の景観を意識した素材を使用するように努める。
- ・塀などを生垣やネットフェンスに植栽などを行うことにより、周辺の生垣などと緑の連続性が確保されるように配慮します。



ブロック塀により閉鎖的な空間となっています。



生垣とすることにより、周辺の緑との連続性が確保されます。



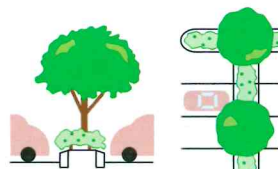
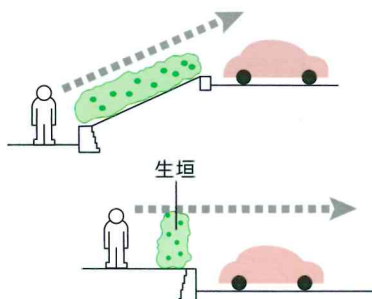
自然石などを使用して地域特性を表現します。



生垣とすることで、うるおいのある空間を創り出しています。

駐車場は、樹木や花等の緑化による修景を図る。

- ・屋外駐車場は、高木の植栽や草花により、うるおいのある空間を創出する。また、駐車部分もグリーンプロックなどで舗装面に変化を与える。



周辺を緑化するなど、道路から駐車場内の車が見えにくい構造とします。



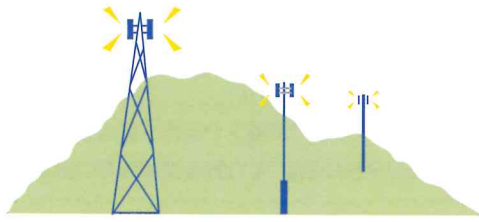
緑化により景観に配慮した例



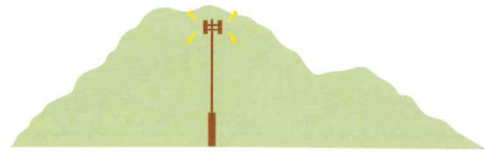
2 工作物の建設等

湯けむりや遠景の山々・海の景観に対して道路や公園・広場等の公共施設の眺望点からの眺望に配慮した配置及び形状とするように努める。

- ・塔状工作物などは、視点場から離れた位置へ配置するように努めます。
- ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような形状・色彩となるようにします。



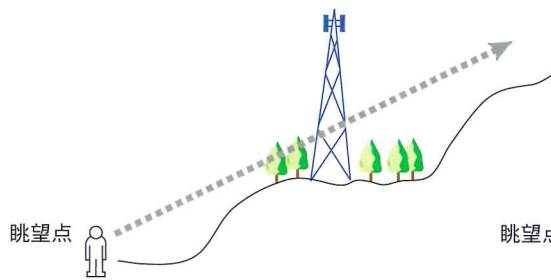
現状に見受けられる例



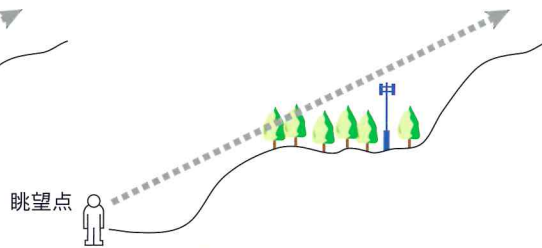
周辺景観に配慮した例

既存の地形や樹木等の景観的特長を阻害しない配置とする。

- ・塔状工作物を築造する場合には、周囲の樹木や地形を活かし、眺望点からの眺望を妨げない位置や高さとしします。



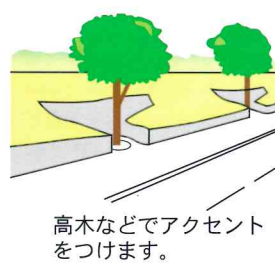
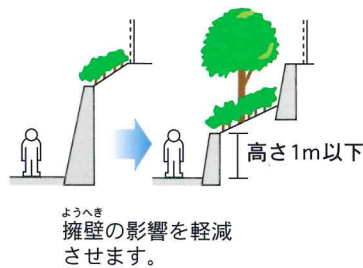
現状に見受けられる例



周辺景観に配慮した例

擁壁は、石積擁壁や自然の素材を用い、周辺の景観との調和を図る。

- ・擁壁の前面を植栽やつる植物で覆うなどの配慮を行います。



擁壁の前面に植栽を行った例



緑化ブロックの施工例

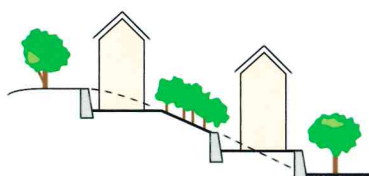


自然の素材を用いた例

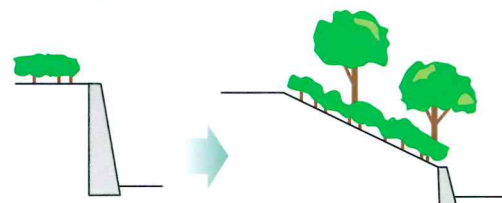
3 開発行為

必要最小限の造成とし、開発後の^{ちほう}地貌および景観が周囲の景観と著しく不調和とならないこと。

- ・のり面処理と植栽により緑化スペースとして積極的に修景します。



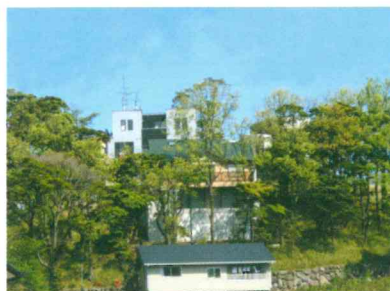
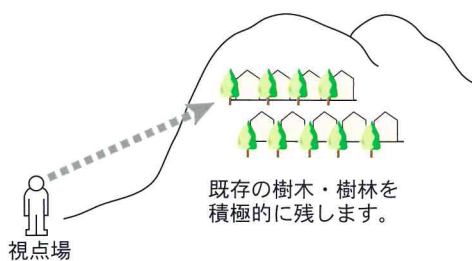
最小限の造成とします。



のり面処理と植栽により修景を図ります。

開発の区域内部や周囲に既存の樹木樹林など残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図る。

- ・開発した内部や周囲に既存の樹木・樹林などを積極的に残します。



既存の樹木・樹林の保全に配慮した例

開発後の^{ちぼう}地貌が、地域の景観に不調和である場合には、樹木の保全又は植栽などを行うことにより、景観に与える影響を低減するように努める。

- ・のり面を生じた場合は、既存樹木の保全や同種の植生を行うなど配慮を行います。



植生により擁壁などを覆いかくします。

4 土石類の採取

採取前と採取後で^{ちぼう}地貌が大きく変化することを防ぐため、採取に際して景観へ与える影響を低減するように努める。

- ・緑化にあたっては、地域に生育する郷土樹種を基本とした植栽を行い、周辺の景観となじむように配慮します。
- ・採取区域のうち、周辺部から目立つ位置は既存樹木の保全や緑化などの措置に努めます。



同種の樹木の緑化を行い、周辺景観となじむようにしています。



土石の採取により山肌が露出したまま放置されています。



5 土地の開墾及びその他の土地の形質の変更

変更後の土地の^{ちぼう}地貌及び景観が、周囲の景観と著しく変更されるものでないこと。

- ・^{りょうせん}稜線や行為の結果生じる、のり、及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては既存の^{ちぼう}地貌、樹木の保全に努めます。
- ・のりを生じた場合は、植栽等により周囲の景観と調和するように配慮します。



6 木竹の伐採

目的に応じて必要最小限のものとする。

- ・樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行います。



全て伐採して周辺の自然景観を損なっています。



一部を残し、景観上目立たなくし、自然景観がある程度残されています。

7 屋外における物件の堆積

堆積する物件の周囲には空間を確保し、塀等を設置するとともに道路などから堆積物が直接見えないように、その前面には植栽を行うなど配慮する。

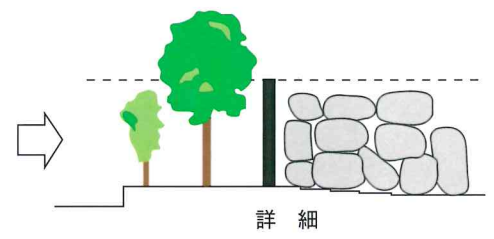
- ・堆積高さを低くするなどの配慮を行う。



現状見受けられる例



周辺に配慮した物件の堆積例



詳細

8 特定照明

地域の夜間景観を損なう過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。

- ・屋外における住宅地などへの影響を防止するため、屋外の照明や壁面へのライトアップなどは、障害光の数値基準に準じた適度の明るさとし、点滅や発光部分の移動、投光照明の原色の多用などは基本的に行わないように配慮します。



現状見受けられる例

屋外照明設備による障害光の規制値 (国際照明委員会規定)

(単位 lx:ルクス、cd:カンデラ)

区域	環境	光環境	例	景観地域	鉛直面照度 (lx)	照明器具の最大光度 (cd)	建物表面の輝度 (cd/m ²)	看板の輝度 (cd/m ²)	
E1	自然	本来暗い	国立公園、保護された場所	・温泉やまなみ景観地域 ・田園自然景観地域 ・沿道景観地域 (大分自動車道)	減灯時間 (23:00-翌06:00) 前	2	2,550	0	50
					減灯時間以降	*	**	0	0
E2	田園	低い明るさ	産業的または居住的な地方領域	・沿道景観地域 (大分自動車道)	減灯時間前	5	7,500	5	400
					減灯時間以降	1	500		
E3	郊外	中間の明るさ	産業的または居住的な郊外領域	・温泉市街地景観地域 ・沿道景観地域 (国道10号)	減灯時間前	10	10,000	10	800
					減灯時間以降	2	1,000		
E4	都市	高い明るさ	都市中心と商業領域	・沿道景観地域 (国道10号)	減灯時間前	25	25,000	25	1,000
					減灯時間以降	5	2,500		

* 照明器具が公共 (道路) 照明用の場合は、この値は 1 lx 以下

** 照明器具が公共 (道路) 照明用の場合は、この値は 500 cd 以下

色彩ガイドライン

景観と色彩

景観はさまざまな要素の色彩が互に関係しあいながらひとつの場面を形成しています。まちなみの美しさは、単一色に限定するのではなく、それぞれの建築物などの個性的な色彩表現を許しながら色彩の協調性が生み出す類似調和によってなされます。

「住んでよし、訪れてよし」のまちにふさわしい景観をつくりあげていくために、山や海の自然、温泉湯けおり景観などがより活かされる色使いをしていきましょう。

色彩表示のしくみ

色は、捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確に表すことはできません。このためこのガイドラインではJIS(日本工業規格)標準色表として採用されているマンセル表色系を使っています。マンセル表色系は「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色を表現します。

色相…いろあいをあらわします

10種の基本色 赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)とその度合いを示す0から10の数字を組み合わせて用います。色彩をもたない無彩色はN9、N5.5などのように最初にNをつけてあらわします。建築物としてのなじみややすさに影響します。

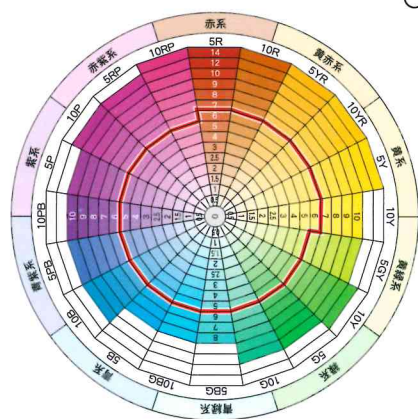
明度…あかるさをあらわします

0から10までの数字であらわします。明るい色ほど数値が大きくなります。遠距離から見た景観の全体像に大きな影響を与えます。明度の違い(対比)は遠くからでも認識しやすいからです。

彩度…あざやかさをあらわします

0から14程度までの数字であらわします。黒やグレーなどの無彩色の彩度は0になります。あざやかな色ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。近距離、中距離から見た景観に影響を与えます。彩度の高い色彩は目立ち、低彩度の色彩は周辺の景観に融和します。

- 別府市では建物や工作物等の色彩について
- ・赤(R)黄赤(YR)黄(Y)……彩度6以下
- ・その他の色相……彩度5以下
- ・無彩色(外壁のみ)……明度3以上と決めました。

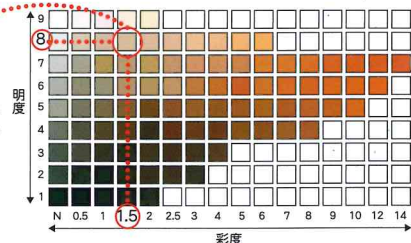


マンセル値の読み方

(例) 10YR8.0/1.5

じゅう ワイアール はち の いちてんご
 10 YR 8.0 / 1.5
 色相 明度 彩度

黄赤系(10YR)の色相表での位置



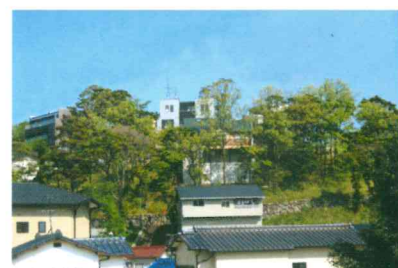
別府市の景観と色彩

○豊かな自然環境と調和したやすらぎのある景観

遠景の緑、やまなみ、緩斜面上の市街地、緑の軸となる河川緑地、湾奥の海岸線などの地形条件が本市の景観の基盤となっています。これらと調和したやすらぎのある色彩とすることが大切です。

(色の使い方)

- ・3色相以外の青や緑、紫などはあまり見慣れないため違和感や冷たさを感じさせる場合があります。外装色の多くは、赤・黄赤・黄の暖色系の3色相に属しており全



体的にやや暖かみを感じさせる景観を成しています。また、暖色系の色合いは自然素材の色相ともよく合います。

- ・外装の基調となる色は暖色系を用いましょう。
- ・周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した見慣れた色彩を用いましょう。
- ・明度は遠方からの景観に大きな影響を与えます。中高層部は明るさを抑え背景と同様の明度を基調としましょう。

○ 風情のある歴史的・文化的資源を守り趣のある景観

本市は戦災を被っていないこともあり神社仏閣が数多く残っています。また、別府八湯の代表的な温泉地や別荘・保養所もゆとりある往時の雰囲気を残しています。これらの歴史的・文化的資源を守りつつ、趣のある落ち着いた色彩とする必要があります。

(色の使い方)

- ・一般的に建築物の色彩は低彩度に属しています。穏やかな色調でそろったまちなみは落ち着きや品格が感じられます。また、低彩度のまちなみでは、季節の花木や催事の彩りなどが映え、日本の豊かな四季の変化を感じられます。
- ・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮しましょう。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合はアクセントカラー程度にとどめましょう。



○ 温泉観光都市の魅力を高める快適なまちなみ景観

本市は温泉観光地や保養地など温泉観光都市としての顔と市民生活を中心とした様々な生活分野での顔が混在しています。賑わいのある魅力的な商業空間も快適な生活空間も、それぞれの地域で調和のとれたものとなるようにしましょう。

(色の使い方)

- ・建物の色彩が、その景観にふさわしいかどうかは主に「周辺景観色の傾向」と「建物の景観的役割」という2つの側面から検討する必要があります。建物の形態と整合性のある色使いをしましょう。
- ・まちなみの賑わいを演出するためにアクセントカラーを用いる場合は、住居系で20分の1以下、商業系で10分の1以下にするとともに歩行者の視線レベルにするなどの工夫をしましょう。
- ・目立つ屋外広告物は、周囲の景観に対して彩度が高いことに起因します。反転表現にしたり文字のみの表現として彩度をさげるなどの工夫をしましょう。
- ・派手な色彩やパステルカラーは一般に退色しやすく、古びた印象を与えがちです。できるだけ経年変化に強い低彩度を基本とし風雨に強い素材を選びましょう。
- ・大壁面の場合、外観が単調にならないよう凹凸や目地を境に色分けするなど、周辺への圧迫感の軽減に努めましょう。
- ・屋根には、周囲のまちなみから突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いましょう。



○ 地域別にみる色の使い方の方針

地域	温泉市街地景観地域			温泉やまなみ景観地域	田園自然景観地域	沿道景観地域
	駅周辺・国道10号沿道	住居系地域 工業系地域	商業系地域			
現況	刺激のある騒色が多い	概ね良好な景観が保たれている	幹線沿いは刺激のある騒色が多い	概ね良好な景観が保たれている		概ね良好な景観が保たれている
方針	異なった色彩でも彩度や明度を整え、まとまりのある色彩景観を目指す	まちなみが持つ色彩の特徴を継承し、再生していくことでまとまりのある色彩景観の創造を目指す(緑地の配置が好ましい)	アクセントカラーの用い方に配慮し、圧迫感を感じさせない色彩を用いる	背景となる自然の緑よりも低彩度・低明度の色彩で周囲との調和を図る		背景となる自然の緑よりも低彩度・低明度の色彩で周囲との調和を図る

届出を要しない行為(通常管理行為など)

建築物の増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が10m²以下のもの

工作物の増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が10m²以下のもの

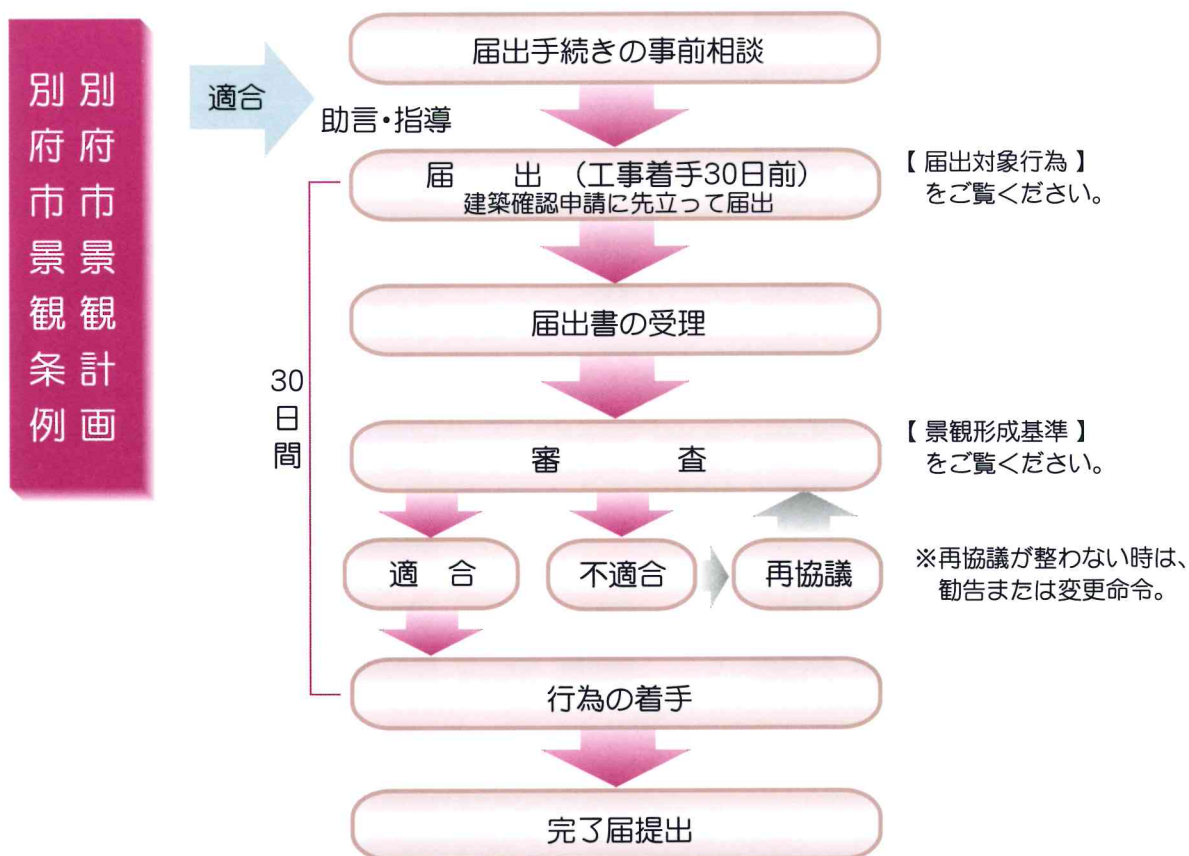
農業又は林業を営むために行う土地の開墾その他の土地の形質の変更

林業を営むために行う木竹の伐採または植栽

特定照明であって、祭典等催しにおいて一時的に使用する場合、試験又は研究のために使用する場合及び法令の規定により使用する場合

※景観法第16条第7項第1号に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為については景観法施行令第8条に規定するもののほか、上記の規模要件とします。

届出の流れ



別府市景観条例
別府市景観計画に関しての
お問い合わせは

別府市建設部都市政策課

Tel (0977) 21-1471 直通

Fax (0977) 22-9478

E-mail: cip-co@city.beppu.lg.jp

2018.1